

6-39

庶発第1,012号 昭和40年11月15日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 法務, 外務, 文部, 通産各大臣)

朝鮮民主主義人民共和国等との学术交流について(勧告)

標記のことについて, 本会議第44回総会の議に基づき, 下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議はその発足の当初より, 世界のあらゆる国との学术交流を推進することを念願として来た。その趣旨に基づいて既に1961年11月, 第35回総会において, ドイツ民主共和国, ベトナム民主共和国と並んで朝鮮民主主義人民共和国等国交未開国とも自由な学术交流の促進さるべきことを政府に申し入れた。

しかるに最近政府は, 国際電気標準会議の東京開催に際し, 本会議会長よりの申し入れにもかかわらず, 朝鮮民主主義人民共和国の代表の入国を拒否したが, これは極めて遺憾なことである。

政府は, 今後朝鮮民主主義人民共和国を含む国交未開国との学术交流を阻害することのないよう, 重ねて申し入れを行なうものである。

6-40

庶発第1,013号 昭和40年11月15日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 大蔵, 文部両大臣)

昭和40年度予算の10%留保について(要望)

標記のことについて, 本会議第44回総会の議に基づき, 下記のとおり要望します。

記

政府はさる6月, 昭和40年度予算の中, 公共事業費および標準的一般事務経費を除くものについて, 10%の留保を各部局に通達し, 除外費用の申請を求めた。

そのため, 科学研究について各種の支障を生じているので, 政府は科学研究に関する経費について速やかに解除の措置をとられるよう要望する。

なお, 明年度以降においても, このような措置がとられるならば, 科学の研究遂行上極めて大きな支障を生ずるので, かかる措置が繰り返されないよう特に配慮されたい。